

## 第 1 章 立地適正化計画の概要

## 第1章 立地適正化計画の概要

本章では、立地適正化計画の概要や、本市において策定する必要性等を整理し、計画の位置付けや対象区域・計画期間・本計画書の構成等について整理します。

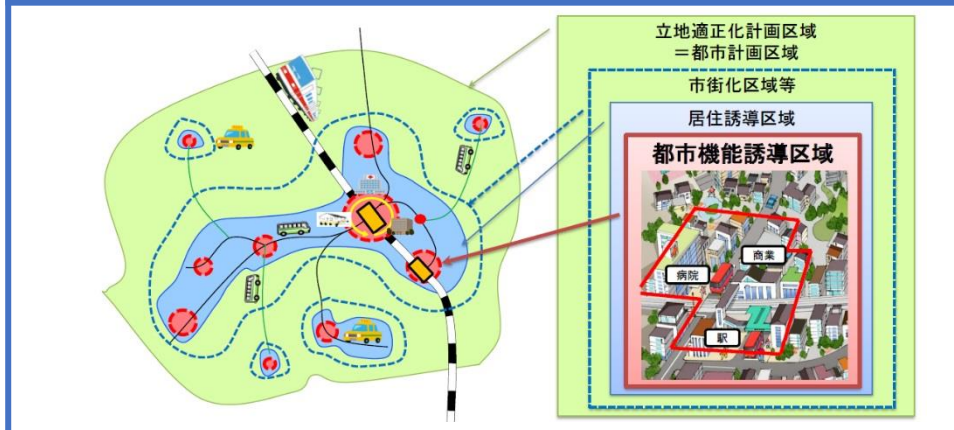
### 1. 立地適正化計画の概要

- ◆全国的な人口減少等を背景とした中、効率的・効果的なまちづくりを推進するため、平成26年(2014年)8月1日の都市再生特別措置法<sup>※1</sup>の改正に伴い、立地適正化計画制度<sup>※2</sup>が創設されました。
- ◆本市でも、将来にわたり人口減少が見込まれており、それに伴い人口の低密度化が進行するため、定住人口によって支えられている公共交通や各施設等の都市機能が撤退し、生活サービス水準が低下することが懸念されます。
- ◆また、年齢別の人口推計では、高齢者の数が増加し、若年世代が減少する見込みであり、地区毎の人口特性に応じた都市機能の適正な配置が必要です。
- ◆以上のような観点から、効率的・効果的なまちづくりを進める必要があるため、本市では立地適正化計画を策定します。

#### 立地適正化計画で定める事項

- ✓ 立地適正化計画の区域
- ✓ 立地の適正化に関する基本的な方針
- ✓ 居住誘導区域<sup>※3</sup>(区域・区域内で市が講ずる各種施策)
- ✓ 都市機能誘導区域<sup>※4</sup>(区域・区域内で市が講ずる各種施策)
- ✓ 誘導施設<sup>※5</sup>(都市機能誘導区域毎の誘導施設、関連基盤整備事業)

#### 立地適正化計画の区域設定イメージ



出典：国土交通省資料「改正都市再生特別措置法等について」

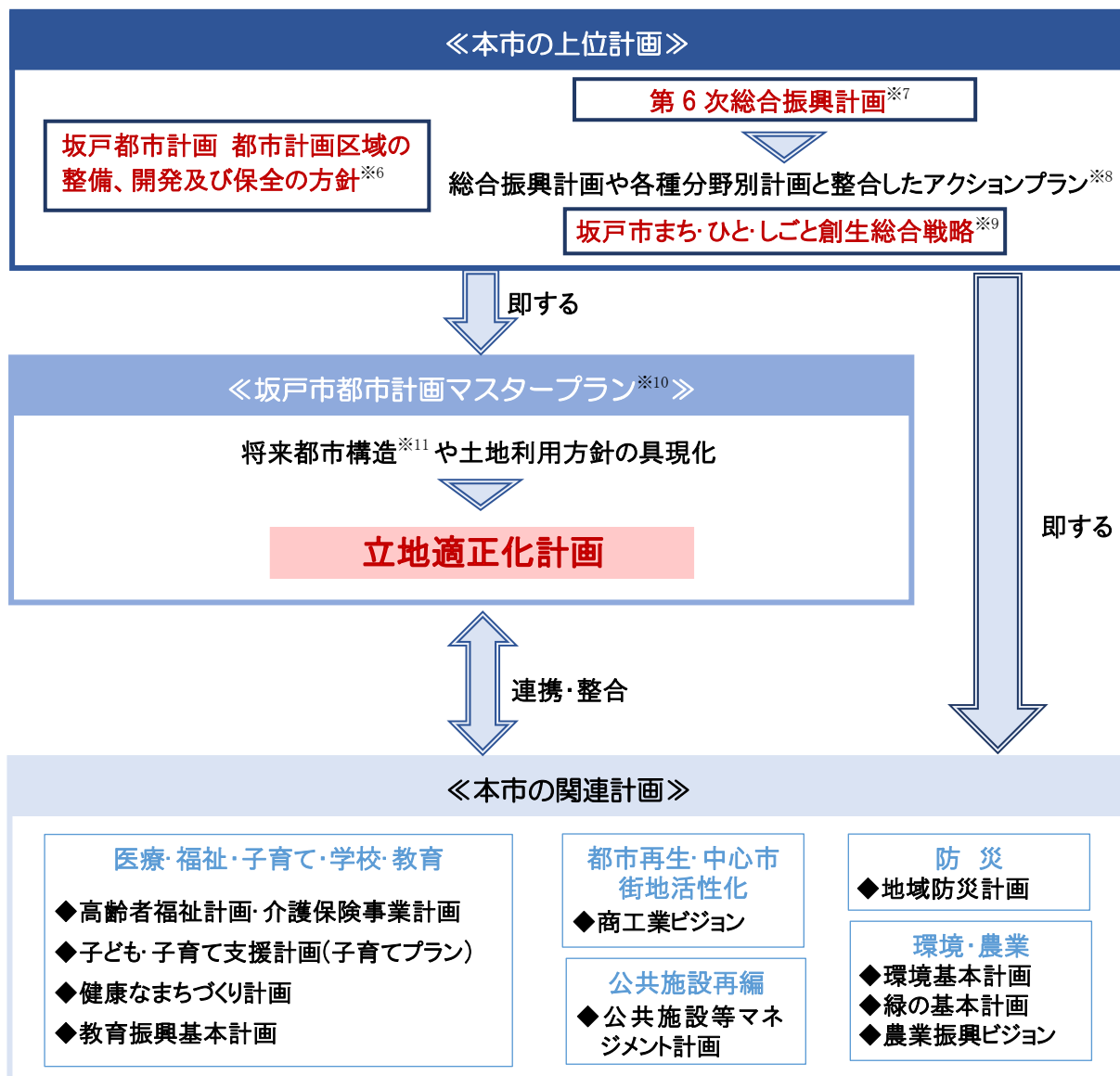
- ◆なお、本計画は住居や都市機能を強制的に短期間で移転させるものではなく、長期的な視点に立ち、居住誘導区域や都市機能誘導区域内への緩やかな誘導を目指していくものです。

1 ※の用語については、「用語解説」(P86~)に対応しています。

## 2. 本市の上位・関連計画との関係性・位置付け

◆本計画と本市の上位・関連計画との関係性・位置付けは、以下のとおりです。計画の策定にあたり、市民の生活に関わる様々な分野と連携・整合を図りながら策定していきます。

【本計画と本市の上位・関連計画との関係性】



### 3. 計画の対象区域

- ◆本計画は、都市計画区域<sup>※12</sup>全域を対象とする計画であることから、坂戸市全域が対象となりますが、居住誘導<sup>※3</sup>及び都市機能区域<sup>※4</sup>については、市街化区域<sup>※13</sup>を主に検討を進めていきます。

【立地適正化計画の対象区域】



### 4. 計画期間

計画期間:平成30年度(2018年度)～平成49年度(2037年度)

- ◆本計画では、おおむね20年後の都市の姿を展望して計画検討を行うものであり、計画期間は平成30年度(2018年度)から平成49年度(2037年度)までとします。
- ◆また、本計画はおおむね5年毎に各評価指標により効果の検証を行うことを基本とし、第6次坂戸市総合振興計画<sup>※7</sup>や坂戸市都市計画マスタープラン<sup>※10</sup>の計画期間との整合を図りながら、必要に応じて見直しを行い、動的な計画として運用していきます。

## 5. 本計画書の構成

◆本計画は、本市の現状と課題分析を行った上で、まちづくりの方針の設定、目指すべき将来都市構造<sup>※11</sup>を示し、立地適正化計画にて定めるべき居住誘導区域<sup>※3</sup>及び都市機能誘導区域<sup>※4</sup>、誘導施設<sup>※5</sup>、誘導施策<sup>※14</sup>等を整理しています。

